

# 丹南精明園建替整備にかかる基本設計・実施設計 及び監理業務受託候補者選定基準

(基準制定の目的)

第1条 この基本設計・実施設計及び監理業務受託候補者選定基準は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が複数の基本設計・実施設計及び監理業務受託候補者（以下「候補者」という。）から提案書等入手した際の候補者選定の基準を定めることを目的とする。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- (1) 基本理念の反映度に対する評価
- (2) 技術提案に対する評価
- (3) 整備費用に対する評価
- (4) 業務実施に対する評価

2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- (1) 入所施設として快適に暮らせる施設機能
- (2) コンパクトで集約的な設計により、安全で安心に暮らせる施設機能
- (3) 地域住民との交流を意識した施設機能

3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- (1) 40年以上使用に耐えうる建物・設備
- (2) 利用者が快適に、かつ安全・安心に暮らせる空間
- (3) 丹波地域の気候に配慮した構造
- (4) 身体機能が低下しても、安全に利用できる生活空間づくり
- (5) 障害への支援に特化した空間づくり
- (6) 農福連携を推進するためのスペースが適切に配置されているか。
- (7) 駐車スペースが適切に確保されているか、適切な舗装であるか。

4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- (1) 施工費の見積額
- (2) 見積額の妥当性
- (3) 設計・監理費の見積額

5 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- (1) 設計に係る実施手順
- (2) 設計に係る実施工程

## 評価項目

記載項目（提案を求める事項）	選定基準	配点
1. 基本理念の反映度に対する評価		30点
(1)	<b>【地域における障害者福祉の拠点施設の実現】</b>	(30点)
①入所施設として快適に暮らせる施設機能	ユニット単位での家庭的な環境を確保するとともに、個別の生活空間が配慮されているか及びバリアフリー・ユニバーサルデザインの生活空間となっているかを評価	10
②コンパクトで集約的な設計により、安全で安心に暮らせる施設機能	入居者の暮らしの活動と職員の支援の動線が考慮されているとともに、ユニット間の応援体制がとれるかを評価	10
③地域住民との交流を意識した施設機能	地域の多様な社会資源としての「地域交流の場」を意識しているかを評価	10
2. 技術提案に対する評価		30点
(1)	<b>【全体（建物・設備）】</b>	(15点)
①40年以上使用に耐えうる建物・設備	使用に耐えうる建物・設備かを評価	5
②利用者が快適に、かつ安全・安心に暮らせる空間	自然災害、防犯の観点からの安全性が考慮されているかを評価	5
③丹波地域の気候に配慮した構造	夏の高温多湿等に配慮するとともに、省エネな構造でイニシャルコストとランニングコストのバランスがとれた設計となっているかを評価	5
(2)	<b>【行動障害や高齢・重度化等に応じた設備】</b>	(10点)
①身体機能が低下しても、安全に利用できる生活空間づくり	安全に配慮した構造となっているかを評価	5
②障害への支援に特化した空間づくり	ゾーンの分離やユニット等、障害特性に配慮された構造となっているかを評価	5
(3)	<b>【外構】</b>	(5点)
①農福連携を推進するためのスペースが適切に配置されているか。	農福連携を推進するためのスペースが適切に配置されているか。	3
②駐車スペースが適切に確保されているか、適切な舗装であるか。	職員、外来者用計110台程度の駐車スペースが適切に確保されているか、適切な舗装となっているかを評価	2
3. 整備費用に対する評価		30点
(1)	<b>【施工費】</b>	(20点)
①施工費の見積額	19億円程度（税込）を基準とした評価 ※現建物の解体工事費は含まない	10
②見積額の妥当性	見積額は妥当といえるかを評価 ①積算根拠が直近の建築物価（実績等）を反映されているか ②イニシャルコスト、ランニングコストの上昇につながる過度な設備を導入していないかを評価	10
(2)	<b>【設計・監理業務委託費】</b>	(10点)
①設計・監理費の見積額	価格評価点＝10点×【1－（見積価格－最低価格※）÷（上限価格－最低価格）】 ※最低価格は参加事業者中の最低見積価格（小数点以下切り捨て）	10
4. 業務実施に対する評価		10点
(1)	<b>【業務実施体制】</b>	(10点)
①設計に係る実施手順	手順は妥当といえるかを評価 設計変更がどの程度可能かを評価	5
②設計に係る実施工程	こちらが求めるスケジュールに対応しているかを評価	5
合 計		100